

内部通報者保護に関する規程

一般社団法人
発達精神医学・心理学研究会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人発達精神医学・心理学研究会(以下「この法人」という。)における法令等違反ないし不正行為による不祥事の防止び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにすることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、及び、嘱託職員・契約社員・有期雇用者・臨時雇用者・派遣社員も含むすべての社員(通報の日から1年以内に社員であったものを含む。以下「社員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人の役員又は社員等の法令等違反及び不正行為として別表に掲げる事項が生じ、又は生じるおそれがある場合、社員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)を行うことができる。

2 前項の通報等を行った者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した社員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した社員等も同様とする。

3 社員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、社員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、郵送又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途社員等に通知するものとする。

(1)人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等ヘルプライン窓口
コンプライアンス担当理事

(2)理事の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等ヘルプライン窓口 監事

ただし、通報等を受けた監事は、コンプライアンス担当理事とその後の方針について協議を行うことができるものとする。

(3)その他の事項に関する通報等ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事が知

識・経験等勘案して指名する常勤職員で、コンプライアンス担当理事とは性別の異なるものを基本とする。

2 社員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令等違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 通報等は原則として実名によるものとするが、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、通報者に対して、調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を、通報等を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 社員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第7条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口担当者は、通報等の対象事案の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口担当者において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を行わせることができる。

3 ヘルプライン窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。なお、対象事案に係るこの法人の役員または社員等は、その事案の調査等に関与することはできないものとする。

4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口担当者は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第9条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は代表理事に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした社員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第10条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口担当者及び調査担当者は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。ただし、必要最小限の範囲を超えて他のヘルプライン窓口担当者

及び調査担当者との情報共有はしないものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口担当者、調査担当者又はコンプライアンス委員会に關与する者は、その情報に關して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この法人の役員及び社員等は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

（内部通報対応業務従事者の指定）

第11条 前条第2項に規定する者は、内部通報者保護法第11条による内部通報対応業務従事者として指定され、別途書面等にて、その旨の通知を受けるものとする。

（不利益の禁止）

第12条 この法人の役員及び社員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（懲戒等）

第13条 第5第1項の但し書きによる個人に關する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第10条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、社員等の場合は、就業規則に従い訓告、譴責、減給、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、社員等については代表理事がこれを行う。

（公益通報者保護制度のための教育）

第14条 この法人は、この法人の役員及び社員等に対して、公益通報者保護制度に關する研修を行い、また、役員及び社員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(別表)

法令等違反及び不正行為の定義

この規程において、法令等違反及び不正行為とは、次の事項とする。

1. 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
2. この法人の役員、社員等、社員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
3. 就労規則その他の内部規定に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。)
4. この法人の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
5. 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為